

○第7期日高市障がい者計画・障がい福祉計画、第3期日高市障がい児福祉計画（案）に対する意見（市民コメント）

NO.	該当ページ番号・項目番号など	ご意見	市としての考え方
1	1. 全体を通じて	<p>本計画は行政が策定するもので公用文に該当します。公用文の作成に当たっては基準やガイドラインがあります。</p> <p>①正確に書く、分かりやすく書く、気持ちに配慮して書く。本計画は、市民、保健・医療・福祉などの関係者が読み手になると思いますが、特に市民にとって分かりやすくなるよう仕上げたいと思います。</p> <p>②常用漢字表に原則拘束されます。平仮名が妥当かと思われる言葉の表記については、よく検討ください。</p> <p>③送り仮名の記載も難しい言葉があるので、十分注意してください。</p> <p>④「等」、「など」は、本当に必要かどうかよく見てください。</p>	<p>文化審議会が決定した「公用文作成の考え方（建議）」等、国の公用文の基準につきましては、国の府省庁の公用文についての考え方を示したものであり、直接、地方自治体の公用文の考え方を示したものではありません。地方自治体の公用文につきましては、各自治体やその公用文の位置付けにより、それぞれ独自の運用がされています。本市においては、国の「公用文作成の考え方（建議）」等を参考にしつつ、市民に分かりやすい公用文を作成するよう努めてまいります。</p> <p>公用文の表記は、文書の目的や種類、想定される読み手に合わせた書き表し方が必要になってきます。そのため、専門的な知識がある人を対象とした「告示・公示等」と、専門知識を特に持たない人を対象とした「広報や案内」では語句の使い方も変わってきます。本計画は、行政計画という性質上、ある程度の専門的な知識がある人を対象として位置付けております。そのため、厳密性を担保するため、文中の制度名や「等」につきましても、法令や国の指針等と一致した表記としております。</p> <p>今後、一般の市民に向けた啓発資料等につきましては、より市民に分かりやすい表記を検討してまいります。</p>
2.	ほかの計画との調整	<p>同時期に本計画を含めて健康推進部3件、福祉子ども部2件、総合政策部1件、市民生活部1件、計画策定中です。本計画の「バリアフリーの推進」と日高市地域福祉計画で内容が重複しています。関係部署と内容、表現を調整してください。ほかのところでも、重複しているところがないか、よく確認してください。</p>	<p>他計画との関係については、第1章2（計画素案p.4）にありますように、本計画は「日高市地域福祉計画」を上位計画とした、障がい福祉施策に関する分野別計画となっています。「日高市地域福祉計画」は本市の福祉分野に関する各種計画を内包する計画であるため、「バリアフリーの推進」等、複数の福祉分野にする施策については、その性質上、重複して記載されています。本計画を策定するに当たっては、各分野別計画における理念や取組との整合性を図っております。</p>
3.	前計画（令和5年度）までの評価、振り返り	<p>P65以降に障がい福祉計画、障がい児福祉計画の達成状況の記載があります。令和5年12月8日の日高市障がい者地域総合支援協議会に進捗状況、達成度、評価が記載された詳細な資料が提出されています。この資料を調製して本計画に記載されたらどうでしょうか。3年間の評価の記載をお願いしたいと思います。</p> <p>障がい者、障がい児にとって重要な生活環境の改善であるバリアフリーの推進などは、本計画での記載はなく、各部署で計画期間中の評価を実施していくということでしょうか。</p>	<p>計画の進捗状況の点検・評価については、日高市障害者地域総合支援協議会で行っております。日高市障害者地域総合支援協議会での評価結果の計画書への記載につきましては、ご意見を踏まえ次期計画策定に向けて検討してまいります。</p>
4.	計画の進め方	<p>本計画は3年間で、総合計画実施計画の3年間と同一です。財政的には大変厳しいと思いますが、効果的、効率的に進めていただきたいと思います。実績等から判断したサービスの見込量についても、増減が見込まれると思いますので、予算を適正に過不足なく執行していただきたいと思います。</p>	<p>「障害児措置費・給付費」及び「自立支援給付」は義務的経費となっております。本市におきましては、本計画に基づき、障がい者等必要な障がい福祉サービス等及び児童通所支援等を受けられるよう、提供体制の確保に努めてまいります。</p>
5.	用語解説	<p>P70にスーパーバイズ・コンサルテーション機能、インクルージョンなどなじみが無く難しい言葉が出てきます。まとめて、用語解説を設けて記載する方法、その都度そのページに記載する方法があると思いますが、記載していただきたいと思います。</p>	<p>使用する文言及び用語に関しては、国の障がい者白書等を参考に使用しております。ご指摘を踏まえ、必要と思われる用語に関しては、注釈を追加いたしました。</p>

○第7期日高市障がい者計画・障がい福祉計画、第3期日高市障がい児福祉計画（案）に対する意見（市民コメント）

NO.	該当ページ番号・項目番号など	ご意見	市としての考え方
6.	市民コメント	市民コメントを実施して、「どのような意見が寄せられ、回答内容はこうであった。」と記載していただければと思います。	市民コメントの結果につきましては、日高市障害者地域総合支援協議会で報告するとともに、市HPで公開しております。
	7. 計画の推進	現在、健常者であってもいつ病気やけがで障がい者になるか分かりません。職員、関係機関、市民一体となって、安全安心で障がい者に対する差別のない明るいまちづくりが。進めばと思います。	本市では、本計画に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに障がいの有無にかかわらず、地域で「共に」生き、しあわせを感じる社会を目指し、基本理念の「共に生き、しあわせを感じる社会を目指して」の下、障がい福祉施策を推進してまいります。
2	1. 全体を通じて	市役所、図書館、公民館等の車椅子対応のトイレの使い勝手が悪い。便器のそばに開閉のボタンがないと、障がい者がトイレに入ったとき、介添え者がトイレの前に立たないと、トイレを使用中、他の人が入ってくる可能性がある。特に自分で車椅子を動かせないと困る。トイレの改善を求む。公民館はエレベーターがないので、2階で集まりがある場合、車椅子使用の障がい者は出ることが難しい。各公民館にエレベーターの設置を。	本計画では、基本目標2「安心して暮らすことのできる生活環境の実現」の中でバリアフリーの推進を掲げており、「(5)-2 公共建築物におけるバリアフリーの推進」として、公共施設長寿命化計画や公共施設再編計画に基づき、公共建築物の大規模修繕や長寿命化改修時に合わせて、バリアフリー化を進めていくことを記載しています。公共建築物等の整備においては、庁内関係各課の緊密な連携を図り、障がい当事者参画によるバリアフリー化を行うよう努めます。
3	1. 啓発活動の実施について	小・中・高・大生に、障がい者福祉の現場を見学・体験する機会を増やしてほしい。 見学・体験を通して、障がい・障がい者を自分とのつながり・違いを知り・学ぶことができる。	本計画では、基本目標1として、「障がい者への理解と差別の解消」を掲げており、「(1)-3 障がい者による啓発の支援」として、学校における福祉教育プログラムへ、学習支援者として参加協力を支援する等、障がい者が自ら企画、参加し、啓発を推進する、障がい者自身がファシリテーターとなって進める障がい平等研修（DET）等のプログラムの実施を支援します。また、「(1)-6 地域と施設の交流活動事業の促進」として、障がい者（児）に対する地域の理解を図るため、障がい者福祉施設利用者と地域住民との日常的な交流機会を増やす取組を促進していきます。
3	2. 強度行動障がい有者への支援について	強度行動障害に対する人的配置を強化してほしい。 生活の場で職場（施設）で、休日の例えば日中一時の場で。	本計画では、本市における地域生活支援の充実に関する目標として「強度行動障がい有者への支援体制の充実」を掲げており、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを目標に、障がい福祉施策を推進していきます。また、人的配慮の強化については、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進することにより、市内事業所や医療機関、関係団体等との連携を強化し、障がい者や難病患者等が安心して暮らし続けることのできる地域共生社会を実現してまいります。